

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の利用の手引き(申請案内)

□ 不妊に悩む方への特定治療支援事業とは？

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の体外受精・顕微授精（以下「特定不妊治療」といいます。）に要する費用の一部を助成する制度です。

助成金の支給には、いくつかの要件を満たす必要があります。書類をそろえて申請しても、要件を満たさないために助成が受けられなかったということがないように、この手引きをよくお読み頂き、要件を確認してから書類の入手を行うようにして下さい。

助成金に関するお問い合わせは、裏面の保健所へ。ホームページもご覧ください。

大阪府 不妊治療

検索

1 助成対象者 - 次の要件のすべてを満たす方に助成します -

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦（治療開始時点及び申請日時点）であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又極めて少ないと医師に診断されていること。
- ② 知事が指定する医療機関において特定不妊治療（卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除く）を受けて、治療が終了していること。
- ③ 次にあげる治療法でないこと。（ア）夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による医療行為 / （イ）代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの。） / （ウ）借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの。）
- ④ 申請時点で申請者が大阪府内に住所を有していること。（ただし、ご夫婦共に大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市に住所を有している方は、それぞれの市で実施していますので、直接お住まいの市にお問い合わせください。）
- ⑤ 夫婦合算した前年（1月から5月に申請の場合は前々年分）の所得※が730万円未満（★）であること。
（※所得：年収から所得控除額を差引いたもの）→巻末、所得の試算表をご参照ください。
★平成31年（令和元年）中の夫婦合算所得は730万円を超過しているが令和2年中の見込所得が新型コロナウイルスの影響で減少している場合などは、特例があります。※詳しくは、『助成申請のQ&A』Q10をご参照ください。
- ⑥ 『2 助成内容の③』の年数及び回数以上、他の都道府県、政令指定都市、中核市において本助成制度の助成を受けていないこと。（都道府県、政令中核市以外の自治体（和泉市等）の事業は対象外）
- ⑦ 治療開始日時点で妻が42歳以下であること。（43歳以上の場合は助成対象となりません）

2 助成内容

- ① 助成の対象となる費用は、指定医療機関で受けた特定不妊治療等に要した費用とします。
- ② 助成限度額は 1回15万円（ただし、治療ステージC及びFの治療※の場合は7万5千円）です。
なお、初回治療の場合（治療ステージC及びFの治療を除く）に限り、助成限度額は30万円となります。
また、対象となる男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）をあわせて行った場合（治療ステージCの治療を除く）は更に15万円（初回治療の場合は30万円。ただし、平成31年4月1日以降に開始された治療に限る）まで助成されます。

（※ステージ C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施 / ステージ F：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止）

- ③ 助成年数及び回数（平成25年度以前から特定不妊治療の助成を受けているご夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合は、助成が受けられません）

申請するご夫婦の状況	助成年数及び回数
初めて助成を受けた治療の治療開始日（※1）の妻の年齢が40歳未満（※2）のご夫婦	通算6回まで（年間の制限なし）
初めて助成を受けた治療の治療開始日（※1）の妻の年齢が40歳以上（※2）のご夫婦	通算3回まで（年間の制限なし）

（※1）治療開始日：採卵準備のための投薬開始日若しくは以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を行うための投薬開始日。自然周期で採卵を行う場合には、投薬前の卵胞の発育モニターやホルモン検査等を実施した日。主治医の治療方針に基づき採卵前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療の治療開始日。

（※2）令和2年3月31日現在で39歳又は42歳であった妻が令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合、助成回数の上限や年齢制限についての特例があります。詳しくは府のホームページをご覧ください。

3 助成金の申請方法

(1) 申請者

- ・不妊治療を受けている夫婦のうち夫又は妻（申請書の窓口への持参は、代理人でも可）

(2) 申請窓口

- ・申請者の住所地を管轄する府保健所（原則、郵送による申請はできません）

(3) 必要書類

① 大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

- *裏面の申請書記載にあたっての留意事項をよく読み記入してください。

② 大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書

- *治療が終了してから受診した指定医療機関で作成してもらい提出してください。
- *受診等証明書の作成には、各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。

③ 申請者が、大阪府内(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く)に住所を有していることを証する書類

- ・夫婦の住民票（世帯全員：発行日から6ヶ月以内のもの）※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

④ 治療開始時の婚姻が確認できる書類

- ・夫婦の戸籍謄本
- *治療開始時に法律上の婚姻をしている必要があるため、初回申請の場合には、原則必要です。（2回目以降の申請であり、且つ過去に提出した住民票・戸籍謄本等で、治療開始時の婚姻確認ができる場合は省略可能）

⑤ 法律上の夫婦であることを証する書類

- 1 夫婦が別世帯の場合は、夫婦の戸籍謄本
- 2 夫婦が同じ世帯の場合は、下記イ・ロの住民票（世帯全員）（③の住所確認書類と兼ねることができます）
- イ、世帯主が夫もしくは妻の場合：“世帯主、続柄が記載された夫婦の住民票（世帯全員）”
- ロ、世帯主が夫もしくは妻でない場合：“世帯主、続柄及び筆頭者が記載された夫婦の住民票（世帯全員）”
- *夫婦の住民票、戸籍謄本は、発行日から6ヶ月以内のものをご用意ください。
- *申請時点で法律上の婚姻をしている必要があります。

⑥ 申請者及び配偶者の前年（1月から5月に申請する場合は前々年）の所得額を証する書類

- ・住民税課税(所得)証明書（市町村役場で交付）／・住民税(市・府民税)特別徴収税額の(決定)通知書
- ・住民税(市・府民税)の納税通知書に記載される課税内訳（明細）／ のいずれか。
- *源泉徴収票及び所得税確定申告書は使用できません。
- *夫婦二人分の証明を必ず提出してください。但し、一方の証明書類で、所得要件の範囲内であることが明らかである場合は、省略することができます。
- *婚姻等により申請書と姓が異なる場合は、氏名の変更が確認できる公的文書をあわせて提出してください。（戸籍謄本もしくは運転免許証、健康保険証等で氏名の変更が確認できるもの）

⑦ 特定不妊治療に要した費用の領収書

- ・申請にかかる期間を含む、指定医療機関発行の領収書（原本）
- *医療費控除の関係で原本が必要な方は、申請窓口でお申出下されば、原本照合の上、返却します。

⑧ 申請者の振込口座の通帳等のコピー

- ・金融機関名、支店・出張所名、預金種別、口座名義人、口座番号が確認できるもの。
- *通帳がない場合は、上記が確認できるキャッシュカードやネットバンクの個人ページの写し等を提出してください。

(4) 助成金の支給等

- ・申請書類の審査の結果、適正であると判断された場合は、申請者に承認通知をするとともに、申請書記載の口座に振込みをします。また、要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、申請者に対し理由を付した不承認通知を送付します。

(5) 申請期限

- ・令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日までに終了した治療）に限り、5月31日（月曜日）までです。

助成申請のQ&A

Q1 途中で治療を中断した場合も助成されますか？

A1 行った（予定していた）治療が特定不妊治療であり、採卵したが卵が得られなかった時、受精しなかった時、胚分割がとまった時、分割胚のグレードが低く移植に適さなかった時、母体保護のためなどで、医師の判断による中断の場合は、助成の対象となりますが、採卵を行う前に中止となった場合は、助成対象外となります。

Q2 配偶者は別のところに住んでいますが、助成されますか？

A2 ご夫婦のうち申請者となる者が、大阪府内に住所を有するのであれば、必ずしも同居である必要はなく助成対象となります。

Q3 他府県にある病院で特定不妊治療を受けましたが、助成されますか？

A3 他府県にある病院でも、既にその府県の指定を受けている場合は対象とします。（但し、一定の条件が必要となりますので、詳しくは府のホームページをご確認ください。）

Q4 前年度に採卵、体外受精・凍結した胚を6月に移植する治療を受けた場合は本年度の助成対象になりますか？

A4 基本的には治療した医師の判断になりますが、受診等証明書において治療終了日が本年度の6月となっていれば、本年度助成の対象となります。

Q5 助成金は、申請してからどのくらいの期間で支給されますか？

A5 申請書記載内容、受診等証明書等申請書類に問題がなければ、3ヶ月程度で支給できる見込みです。なお、年度末は申請が集中するため、通常よりお時間をいただく場合があります。また、申請は治療終了後、お早めに行なってください。

Q6 今回、初めて申請をしますが、下記の複数回分の治療を一度に申請する場合、助成額はいくらになりますか？

① 治療期間 R2.2.1～R2.12.1	治療ステージB	治療費 400,000円
② 治療期間 R2.6.1～R2.6.20	治療ステージF	治療費 60,000円
③ 治療期間 R2.8.1～R2.8.20	治療ステージC	治療費 100,000円

A6 初回申請については、治療開始日ではなく、治療終了日の最も早いものを初回申請とするため、②が初回申請となり、助成額 60,000円（治療ステージFのため初回増額なし）、次いで2回目として③が助成額 75,000円、3回目として①が助成額 150,000円となり、計 285,000円の助成を受けることが出来ます。

Q7 男性不妊治療を行う医療機関は自治体の指定を受けていない医療機関もありますが、指定医療機関以外で治療した場合も対象となりますか？

A7 男性不妊治療への助成は、特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下、男性不妊治療といえます）を行った場合に助成するものですが、指定医療機関における主治医の治療方針に基づき、指定を受けていない医療機関（一般の泌尿器科を標榜する病院等）で男性不妊治療を行った場合も対象とします。

Q8 男性不妊治療のみの申請は認められますか？

A8 特定不妊治療を行う過程で、主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでも申請できます。なお、この場合の助成は通算助成回数 6回もしくは3回中の1回の治療としてカウントします。また、この治療が男性不妊治療として初回であり、且つ平成31年4月1日以降に開始された治療であれば、初回増額の対象となります。

Q9 男性不妊治療と特定不妊治療をあわせて行った場合、助成額はいくらになりますか？

A9 助成額は、それぞれの治療にかかる上限額と比較し算出した金額の合計となります。

※例）初回治療で男性不妊治療も行った場合。（男性不妊治療費：20万円、特定不妊治療費（治療ステージA）：35万円）

（計算例1：男性不妊治療も初回の場合）

男性不妊治療上限額：30万円	⇒ 助成額：20万円
特定不妊治療上限額：30万円（初回分含む）	⇒ 助成額：30万円
	（助成額：計50万円を助成）

（計算例2：男性不妊治療が初回でない場合）

男性不妊治療上限額：15万円	⇒ 助成額：15万円
特定不妊治療上限額：30万円（初回分含む）	⇒ 助成額：30万円
	（助成額：計45万円を助成）

Q10 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い所得要件に特例があると聞いたのですが、どのようなものですか？

A10 新型コロナウイルス感染症の影響により下記の該当する場合、所得要件の特例を受けることができます。

例1）前々年（平成30年）及び前年（平成31年）中の夫婦の合算所得が730万円を超過しており、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により本年（令和2年）中の所得が730万円を下回る見込みの場合

平成30年（前々年：平成30年1月から12月）中の夫婦の合計所得金額	750万円	≥	730万円
平成31年（前年：平成31年1月から12月）中の夫婦の合計所得金額	780万円	≥	730万円
令和2年（本年：令和2年1月から12月まで）中の夫婦の合計所得見込金額	450万円	<	730万円

★令和2年の見込金額（450万円）で判定するため、助成対象となります。

例2）新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、申請が令和2年6月以降となった場合に、前々年（平成30年）中の夫婦の合算所得が730万円未満であって、前年（平成31年）中の所得が730万円以上となる場合

平成30年（前々年：平成30年1月から12月）中の夫婦の合計所得金額	650万円	<	730万円
平成31年（前年：平成31年1月から12月）中の夫婦の合計所得金額	780万円	≥	730万円

★前年所得（780万円）ではなく、前々年所得（650万円）で判定するため助成対象となります。

その他のご質問・お問合せは、裏面記載の申請窓口にお問合せください。

《申請・お問い合わせは、もよりの保健所へ》

管内保健所所在地一覧表

保健所名	所在地	電話番号	所管市町村
池田保健所	〒563-0041 池田市満寿美町3-19	072-751-2990	池田市、豊能町、能勢町、箕面市
茨木保健所	〒567-0813 茨木市大住町8-11	072-624-4668	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5(守口市庁舎8階)	06-6993-3131	守口市、門真市
四條畷保健所	〒575-0034 四條畷市江瀬美町1-16	072-878-1021	四條畷市、交野市、大東市
藤井寺保健所	〒583-0024 藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	藤井寺市、松原市、羽曳野市、柏原市
富田林保健所	〒584-0031 富田林市寿町3-1-35	0721-23-2681	富田林市、大阪狭山市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村
和泉保健所	〒594-0071 和泉市府中町6-12-3	0725-41-1342	和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町
岸和田保健所	〒596-0076 岸和田市野田町3-13-1	072-422-5681	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋583-1	072-462-7701	泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町

《所得の試算表》

金額	夫の所得	妻の所得
①合計所得金額(総所得金額+退職所得+山林所得+土地等に 係る事業所得等+長期譲渡所得+短期譲渡所得+商品先物取引 に係る雑所得等)	円	円
②社会保険料等相当額	80,000円	80,000円
③控除額計 下記のアからカまでの合計で該当する場合のみ	円	円
ア雑損控除	円	円
イ医療費控除	円	円
ウ小規模企業等共済等掛金控除	円	円
エ障害者控除 (一人あたり 27万円)	円	円
オ特別障害者控除 (一人あたり 40万円)	円	円
カ寡婦(夫)控除 (一人あたり 27万円、特別寡婦の場合は35万円)	円	円
キ勤労学生控除 (一人あたり 27万円)	円	円
上記①から②及び③を引いた④及び⑤が所得額です。	④ 円	⑤ 円

上記の表で算出した夫④+妻⑤の合計額が730万円未満であれば、助成対象となります。

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、(公社)日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。
これを集計し分析することにより、厚生労働省は、支援事業の成果を把握し、今後の支援事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。
さらに、厚生労働省は、支援事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(公社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。
報告には個人名の記事はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

・報告・集計される項目〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

- I 治療から妊娠まで： (1)患者(女性)の年齢、(2)不妊の原因、(3)治療の内容、妊娠の有無
II 妊娠から出産まで： (4)妊娠・出産の状況、(5)生まれた子の状況

—大阪府では、不妊・不育にまつわる電話・面接相談窓口を開設しています—

不妊・不育にまつわる電話相談専用電話 : 06-6910-8655
不妊・不育にまつわる面接相談予約電話 : 06-6910-1310

「不妊・不育について知りたい」「治療について聞きたい」「子どものいない生活や家族とのあつれきなど相談したい」など...あなたの人生をトータルにとらえて、専門の相談員(助産師・産婦人科医師)が相談をお受けしています。

また、男性からの相談もお受けしています。お気軽にご相談ください。(ナンバーディスプレイは使用していません)

- 電話相談 第1・第3水曜日 10:00 - 19:00 ○面接相談 火曜日～金曜日 13:30 - 18:00 18:45 - 21:00
第2・第4水曜日 10:00 - 16:00 予約受付 土曜日・日曜日 9:30 - 13:00 13:45 - 18:00
第1～第4金曜日 10:00 - 16:00
第4土曜日 13:00 - 16:00 (第5水・金曜日・祝日は除く)

※電話相談は助産師の対応となります。

おおさか不妊専門相談センターQRコード

(URL : <https://www.funin-osaka.jp/>)



- 面接相談 第4土曜日 14:00 - 17:00 (30分/1組)

*事前に電話による予約が必要となります。

※産婦人科医師が相談をお受けします。

急な事情により変更する場合がございます。

●相談事業に関するお問い合わせは

おおさか不妊専門相談センター

【ドーンセンター(府立男女共同参画・青少年センター)内】

06-6910-1310 (休館:月曜・祝日・振替休日・年末年始)